

8. 山羊飼養農場における飼養衛生管理指導

大分家畜保健衛生所

○村上敦哉・丸山信明・松井英徳

【はじめに】

近年、全国的に山羊の飼養戸数、頭数ともに増加しており（表1、2）、当家保管内でも同様の傾向にある。特に飼養戸数の大半を小規模飼養者が占めていることが当家保の特長であり、家保の指導が行き届かない小規模飼養者では家畜伝染病予防法や飼養衛生管理基準への理解が不足していることが懸念される。今回、2件の山羊飼養農場に飼養衛生管理指導を実施したので報告する。

表1. 大分家保管内の山羊飼養戸数（届出数）

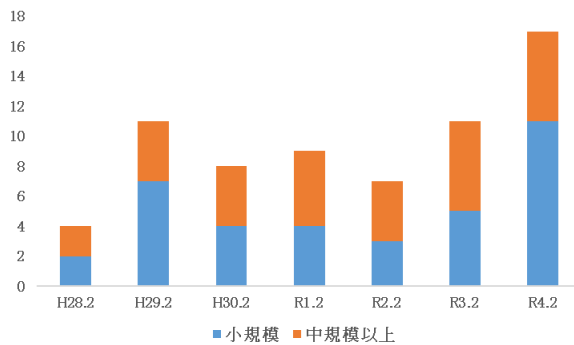
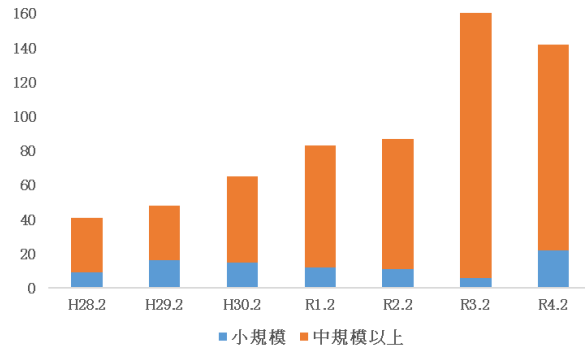


表2. 大分家保管内の山羊飼養頭数（届出数）



1. 新規リゾート施設におけるふれあいスペースでの飼養

【農場概要①】

当該施設はA市内に新規オープン予定のリゾート施設であり、施設内にふれあいスペースとして山羊3頭、羊8頭、馬1頭の飼養を計画。施設経営者より、このような施設をオープンする際にどのような手続きが必要か問い合わせを受け指導を実施。

【経過および指導①】

家畜伝染病の発生予防・まん延防止のために以下のような措置が必要なことを指導。一つ目として、家畜伝染病予防法に基づいて年1回の定期報告と飼養衛生管理基準の遵守が必要なことを説明。二つ目として、観光牧場のような不特定かつ多数の物が立ち入ることが想定される施設においては、「病原体の持込み及び持ち出しを防止するための規則」を作成することで飼養衛生管理基準の例外が認められることを説明。作成された場内規則（図1）が適正であるか現地確認を実施。

現地確認の結果、衛生管理区域への立ち入りを禁止を示す看板等がなく、家畜に接触した来場者に手指消毒を促す措置がないこと、衛生管理区域の防護柵に隙間があり逸走の可

能性があることや、防護柵周辺に草が生い茂っており破損の見逃しの原因になることも懸念された。以上のことについて、施設経営者に改善するよう指導し、改善後の確認も実施。改善後には衛生管理区域への立ち入り禁止や手指消毒を促す看板が設置され、消毒用アルコールも設置され、防護柵の隙間も結束バンド等で補強されており、防護柵周囲の草も完全にではないですが刈られていた（図2）。

このような観光牧場は今後も開設されることが予想され、今回の一例は今後の指導の一助となると考えられる。

観光牧場等における病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規制

1. 衛生管理区域を「入場可能区域」と「立入禁止区域」に区分する。
2. パンフレット、ホームページ等により家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、搾乳体験時には、実施前に十分説明して消費者への協力を求める。
3. 入場者の消毒
 - (1) 入場ゲートにおける措置
 - ・靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。
 - ・来場者の車は、衛生管理区域外にある来場者駐車場に駐車し、やむを得ず、衛生管理区域内入場する車両については、噴霧器等により消毒をおこなう。
 - (2) 入場可能区域における措置
 - ・靴の消毒、家畜の接触前後における手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は図①のとおり
 - ・出入口に靴底を消毒するための消毒マットや踏込消毒槽等を設置する。
 - ・手洗い場の設置場所は図①のとおり。手洗い場には、手指洗浄液及び消毒用アルコールを設置し、毎朝補充する。
 - (3) 立入禁止区域における措置
 - ・出入口に、部外者の立入を制限する旨を周知する立て看板を設置する。
 4. 家畜の健康観察の実施
 - ・毎日、家畜の健康状態を確認する。
 5. 異常確認時の通報ルートを作成
 - ・家畜の異常を発見した場合、獣医師に診察を依頼する。

①衛生管理区域を「入場可能区域」と「立入禁止区域」に区分

②家畜伝染病予防措置の実施を来場者に周知

③入場者の消毒措置

- ・消毒や洗浄を促す立て看板の設置
- ・立入禁止区域を示す立て看板を設置
- ・衛生管理区域に駐車しない場合は車両消毒は不要
- ・靴底消毒マットなどの設置

④家畜の健康観察の実施

⑤異常確認時の通報ルートの作成

図1. 場内規則



図2. 場内見取り図



図 3. 改善状況

2. 不適切な飼養衛生管理が認められた山羊飼養者

【農場概要②】

当該農場は B 市内の河川付近に所在し、定期報告の届出なしに山羊 5～6 頭を飼養。2022 年 2 月 3 日に産廃監視員が巡回中に山羊小屋内で山羊 1 頭が死んでいることを確認。その後、5 月に産廃監視員が再び巡回した際に、死体が放置されままであったため管轄保健所を通じて当家保に連絡あり。



図 4. 不適切な飼養衛生管理が認められた山羊小屋

【経過および指導②】

6 月に当家保、管轄保健所、当該市役所の 3 者で現地状況を確認し、山羊の死体が残っていることを確認。また、生きた山羊が 3 頭おり、餌等は補充されていたため、飼養者が定期的に管理しに来ていることが推察された。その後、現地の状況を鑑みて下記の関係機関との連携も実施 (図 4)。家保としては定期報告なしに山羊を飼養していたため家伝法違

反について指導を実施。動物愛護センター・保健所・市役所からは飼養山羊の死体を長期間放置していることに対して次のような法律に則して指導を、土木事務所と警察署からは県の管理地に無許可で山羊小屋を建造していることに対して指導を実施。

以上の6者で対応を協議し、山羊小屋に死亡山羊および違法建築を撤去するように張り紙を実施し、警察署からは対面での指導に応じるよう連絡を実施。

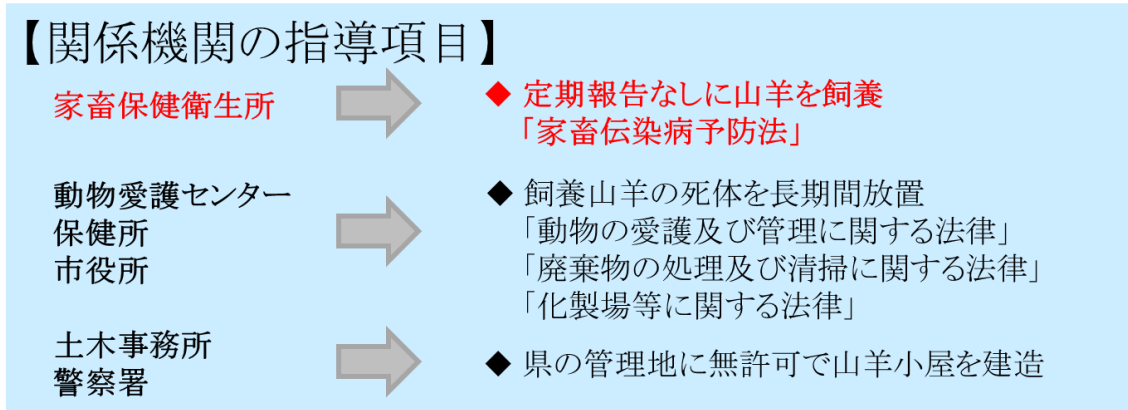


図5. 関係機関の指導項目

その後、7月に山羊飼養者が対面での指導に応じ、生きている山羊を自己所有地に移送すること、山羊の死体および違法建築の撤去することを同意。当家保からは家伝法に基づく届出と飼養衛生管理基準の遵守、18ヶ月齢以上の死亡山羊について伝達性海綿状脳症の検査を行うよう指導を実施。これは、家保だけでなく関係機関との連携により指導まで辿り着けた一例であると考えられる。

しかしながら、10月に現地を再度訪問したところ、山羊小屋の一部は撤去されていたものの、大半が残存。山羊小屋内に生きている山羊はいなかったものの山羊の死体は残されている状態であった。今後、違法建造物や山羊の死体については他の関係機関からの指導を実施し、当家保としては家伝法に基づいて移送された山羊の適正飼養について指導を継続。

【まとめ】

当家保管内の山羊飼養に関して、家伝法や飼養衛生管理基準の理解が不足した小規模飼養者が増加したことにより、家保への相談や不適切な飼養によるトラブルが増加するという懸念がある。また、近年ミニブタをペットとして飼養する人も増えており、山羊以外にも注意が必要と考える。今後、各市に対して市報に山羊の飼養者は届出をするような掲載していただくよう依頼するとともに、地域の山羊供給拠点となっている飼養者との連携、チラシ等(図6)による家伝法・飼養衛生管理基準の周知徹底を実施することで、増加する山羊飼養者に行き届く指導を実施していく。

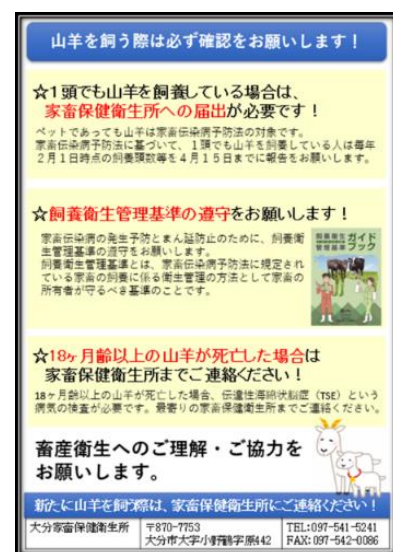


図6. 啓発チラシ